

当文教厚生委員会に付託された案件については、本日、午前10時10分から、全員協議会において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第73号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り主な質疑として、

予防接種委託料について、高齢者の季節性インフルエンザの予防接種費用を助成することとした経緯はどのようなか。とに対し、

かねてより医師会と調整をできており、当初は市単独での実施を予定していましたが、愛知県が同様の内容での補助を行うこととなったため、今回の形で実施したいとするものです。とのこと。

予防接種の助成を実施することで接種率が増加し、ワクチン不足が懸念されるかどうか。とに対し、

国の方針として、ワクチンの全体量が昨年度より12%増加することとなっているため、その中で確保ができるものと考えています。とのこと。

本助成金の対象者の一部である、特定疾患を有する方へはどのように周知していくのか。とに対し、

医療機関へのポスター掲示や、医療機関から案内していただくことで、接種していただけるものと考えています。また、個別案内についても今後検討してまいります。とのこと。

予防接種の接種期間途中で接種率を確認したうえで、改めてPRを実施する考えはあるか。とに対し、

適切な時期に接種率を確認し、改めてPRを実施してまいります。とのこと。

本助成金の対象者を高齢者としたのはなぜか。とに対し、

医療機関が新型コロナウイルス感染症への対応に追われるなか、高齢者がインフルエンザに罹患・重症化し入院するなど、さらに切迫した状況になることを防ぐためです。とのこと。

実施期間を10月1日からとした理由はなぜか。とに対し、

市民への周知も含め接種期間を長くすることで接種する機会を確保し、より多くの方に接種していただきたいこと。短期間に予防接種の予約が集中することで医療機関の混乱を避けるため、10月1日から実施したいとするものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。